

(平成26年7月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、昭和 50 年 4 月からの国民年金保険料を全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、税務署の收受印が押されていない昭和 55 年分の所得税の確定申告書（控）を提出し、当該確定申告書（控）は下書きとして使用していたものと思われると説明しており、当該確定申告書（控）については、i）源泉徴収税額欄に申立人への報酬等の支払者として4社の名称が記載されており、当該4社が作成した55年分の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に記載された支払者の名称、支払金額及び源泉徴収税額は当該確定申告書（控）の記載と一致していること、ii）申告納税額欄には「△222,195円」と記載されており、同金額が56年3月28日に入金されていることが申立人の預金通帳により確認できることから、当該確定申告書（控）の記載内容は実際に税務署に提出された確定申告書の記載内容と一致しているものと考えられ、当該確定申告書（控）の社会保険料控除欄には「国民年金」の支払保険料の金額が「45,240円」と記載されており、同金額は申立期間を含む55年度の国民年金保険料合計額と一致している。

また、申立人は申立期間直前の昭和 55 年 3 月に A 区から B 区へ転入しているが、転入者台帳整理カードによれば、転入に伴う国民年金被保険者台帳の移管は同年 5 月に行われていることから、申立期間の保険料の納付書は申立人に送付されていたものと考えられ、申立人は申立期間を除き 50 年 4 月から 65 歳に到達する前月の平成 26 年\*月までの保険料を全て納付しており、申立期間は 3 か月と短期間であることを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、役所の集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の夫の保険料は納付済みとされ、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する年金手帳の発行日欄には昭和37年3月3日と押印されており、当該手帳発行日時点で、申立期間は現年度納付することが可能である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫は申立期間の保険料が納付済みであり、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の検認印を見ると、少なくとも当該期間直後の昭和37年度から44年度までの期間の納付日は夫婦同一であることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 4 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 62 年 4 月まで  
② 昭和 62 年 8 月

私は、夫が会社を退職する都度、国民健康保険と国民年金の手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に市役所や金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職する都度、国民年金の手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、オンライン記録によれば、申立期間は、平成 8 年 8 月 2 日に第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間に変更されており、同変更時点までは保険料を納付することを要しない第 3 号被保険者期間であったことから、納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつたと考えられるほか、同変更時点では時効により保険料を納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月の付加保険料を含む国民年金保険料並びに 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間、61 年 10 月から 62 年 4 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月  
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 10 月から 62 年 4 月まで  
④ 昭和 62 年 8 月

私の妻は、私がか会社を退職する都度、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に市役所や金融機関で納付していた。申立期間①については、私は付加保険料の申出を途中で辞退した覚えは無いので、妻は付加保険料も併せて納付してくれていた。申立期間①の付加保険料を含めた保険料が未納とされ、申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の A 市の国民年金被保険者名簿によれば、当該期間を含む昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料は同市で納付されており、同市では、当時、保険料の納付単位は 3 か月であったため、当該期間（1 か月）の保険料のみを納付するためには 1 か月分の納付書を作成してもらう必要があったが、妻は当該期間の 1 か月分の納付書の作成を依頼した覚えはないと述べているほか、申立人の A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、57 年 7 月 1 日に同年 2 月 1 日の国民年金の被保険者資格の喪失処理が行われているが、当該期間の保険料は未納とされており、同資格を喪失した後の同年 2 月及び同年 3 月の 2 か月分の保険料が還付された記録も見当たらない。

申立期間②、③及び④については、オンライン記録によれば、平成元年 12 月 20 日に未加入期間から国民年金の被保険者期間に変更されており、同変更時点までは保険料の納付書は発行されず、これらの期間の保険料を納付することができなかったと考えられ

るほか、同変更時点では時効により保険料を納付することができない。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から53年10月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から53年10月まで  
② 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和48年10月にA市に転居した。その後、国民年金保険料の振込用紙が送られてきたので、申立期間①の保険料を納付していた。また、年金事務所では申立期間②は国民年金の被保険者資格を喪失していると言われたが、資格を喪失したことはなく、保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、申立人が、昭和53年11月28日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、56年4月2日に同資格を喪失していることが記載されており、当該記載は、申立人に係る国民年金被保険者台帳、申立人が53年2月から55年6月まで居住していたB市の国民年金被保険者名簿及び同年同月から60年6月まで居住していたC市の同名簿の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料の納付書は送付されず、申立人は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から平成20年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から平成20年8月まで  
私は、長女が生まれた昭和51年5月頃から平成20年8月までの国民年金保険料を納付してきた覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に現金を渡して国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人がこの期間に住民登録をしていたA区の集金人制度は、申立期間前の昭和36年6月から46年3月までであり、申立人の主張と相違している。

また、申立人は数百円くらいの保険料を納付していたと述べているが、保険料が千円未満だったのは申立期間前の昭和49年12月までであり、申立人の主張と相違している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、少なくとも昭和59年10月以降は不在被保険者として管理されていたため、申立人には納付書は送付されず、また、平成11年8月24日には、9年3月以降の期間を未加入期間とする処理が行われていることから、申立人は、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は、昭和51年5月から平成20年8月までの、合計388か月であり、行政機関がこれほど長期にわたり事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、同年10月から46年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、48年4月から同年6月までの期間、49年1月から同年6月までの期間、57年4月から58年3月までの期間、59年7月から60年3月までの期間、62年6月から平成元年7月までの期間及び2年4月から4年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで  
③ 昭和47年1月から同年3月まで  
④ 昭和48年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和49年1月から同年6月まで  
⑥ 昭和57年4月から58年3月まで  
⑦ 昭和59年7月から60年3月まで  
⑧ 昭和62年6月から平成元年7月まで  
⑨ 平成2年4月から4年12月まで

私は、母から、退職金の代わりに私の国民年金保険料をきちんと納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないとしており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親から聴取することができず、申立期間の保険料納付の状況が不明であるため、母親が申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

また、申立人は、申立人の妻の保険料を誰が納付していたかは知らないと述べているが、申立期間は夫婦共に未納となっている。

さらに、申立期間は、昭和45年1月から平成4年12月までの期間中の9か所で、合計101か月であり、行政機関がこれほど長期にわたり事務処理を繰り返し誤ったとも考

え難い。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から43年9月まで  
私の夫は、私の将来のことを考え、昭和41年5月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を数か月分ずつまとめて区役所で納付してくれていた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和41年5月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳、申立人が46年12月から52年5月まで居住していたA市の国民年金被保険者名簿及び同年同月から居住しているB市（現在は、C市）の同名簿によれば、申立人は、43年10月24日に国民年金の任意加入被保険者として初めて資格を取得しており、申立人が当該資格取得日より前に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、夫は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月まで  
私の父は、私が 20 歳になった昭和 46 年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、母が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 46 年\*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、51 年 1 月に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、母親は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

なお、上記の手帳記号番号払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京（千葉）国民年金 事案 14003（事案 13222 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年10月までの期間、8年12月、9年1月及び13年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から同年10月まで  
② 平成8年12月及び9年1月  
③ 平成13年5月から同年9月まで

私は、会社を退職するたびに、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行ってきた。申立期間の国民年金保険料の納付は遅れてしまい、納付勧奨のはがきを受け取った後に社会保険事務所（当時）で保険料を納付した。また、私は、平成13年に免除申請はしておらず、判を押した覚えはない。前回、申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が免除とされていることに納得できないので記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。その後、年金事務所から年金記録について再度確認するようにとのはがきを送られてきたので再度確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び②は、平成13年5月15日に国民年金の未加入期間から被保険者期間に変更されており、当該変更時点までは国民年金の未加入期間として管理されていたため、国民年金保険料を納付することができず、当該変更時点では、時効により保険料を納付することができないこと、ii) 申立期間③は同年6月19日を申請日、同年10月23日を処理日として申請免除期間となっていることがオンライン記録で確認できることなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、24年6月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京国民年金 事案 14005 (事案 1684 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月まで

私は、申立期間当時、住み込みで勤務していた会社の給与から国民年金保険料を控除され、事業主が保険料を納付してくれていたことは間違いないので記録訂正を申し立てたが、前回認められなかったことに納得できないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が勤務していたとする事業所において、申立人の国民年金保険料を納付していたとする事業主は、当該期間は保険料納付が免除されており、当時申立人と一緒に勤務していた事業主の妹についても未納であるなど、当該事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 20 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月から17年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。また、同年4月から18年3月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月から17年3月まで  
② 平成17年4月から18年3月まで

私の母は、私の学生納付特例期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を追納してくれた。申立期間①については、区役所の窓口及び社会保険事務所（当時）で重複して保険料を追納しているので、保険料（重複納付額）を還付してほしい。申立期間②については、保険料を追納しているので学生納付特例期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親は、当該期間の追納保険料を居住していた区の区役所の窓口で納付し、その後区役所で確認すると、追納したはずの期間が学生納付特例期間のままであり、区役所では追納保険料を収納できないとの区役所職員の指摘を受け、改めて、申立期間①のうち、平成15年8月から16年3月までの追納保険料を社会保険事務所で納付し、その後、同年4月から17年3月までの追納保険料を区役所で納付したと述べているが、学生納付特例期間の追納保険料を区役所の窓口で納付することはできない。

申立期間②については、オンライン記録及び年金事務所保管の領収済通知書により、申立期間①の保険料は追納申出が行われ、社会保険事務所にて追納されていることが確認できるが、申立期間②の保険料の追納申出を行ったオンライン記録及び領収済通知書は確認できないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を重複して納付し、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私の母は、私が大学を卒業した後の平成14年4月から同年6月頃の土曜日に、職員が自宅に国民年金保険料の集金に来たので、申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする母親は、平成14年4月から同年6月頃に自宅を訪れた行政機関の職員に、申立期間の保険料をまとめて納付したと述べているが、同年4月から保険料の収納事務は国に一元化されているため、区役所職員が保険料を徴収することはなく、申立人が申立期間当時から現在まで居住している区を管轄する年金事務所では、同年9月に国民年金推進員を設置するまでは、社会保険事務所（当時）において集金による保険料徴収事務は行っていなかったと回答している。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和44年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、母が自宅で区の集金人に納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻日である昭和48年11月\*日に国民年金へ任意加入したことにより払い出され、同年10月1日に遡って被保険者資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳及び申立人に係る特殊台帳で確認できるほか、申立人は、申立期間当時は大学生であったと述べていることから、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、母親が昭和44年\*月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が申立期間当時居住していたとする区に係る国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。